

さいたま市告示第51号

令和8年度さいたま市テレビ広報番組等制作・放映（代理）業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和8年1月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

令和8年度さいたま市テレビ広報番組等制作・放映（代理）業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所外

(3) 業務概要

さいたま市テレビ広報番組を制作し、委託者が指定する放送局で、委託者が指定する時間帯を確保し放映する。

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は30,002,500円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本招請日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「催物等」内の営業品目（小分類）「映画又はビデオ制作業務」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並び

に中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p126598.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和8年2月4日(水)午後5時15分まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1部

(2) 提出期間

本招請日から令和8年2月4日(水)午後5時15分まで

(3) 提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

担当 広報係 電話 048(829)1039

メールアドレス koho@city.saitama.lg.jp

(4) 提出方法

電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面(質問書)により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和8年2月4日(水)午後4時まで

(2) 質問方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

イ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和8年2月10日(火)までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p126598.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

実施要領に定める書類

(2) 提出期間

本招請日から令和8年2月19日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

カ 提出期限までに提出がない企画提案書

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、令和8年度さいたま市テレビ広報番組等制作・放映(代理)業務事業者選定委員会を開催し選定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市市長公室秘書広報部広報課広報係

電話 048(829)1039

FAX 048(829)1018